

株式会社 KADOKAWA 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条

当社は、株式会社 KADOKAWA と称し、英語では KADOKAWA CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条

- 1 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - (1) 出版業、図書及び定期刊行物の企画、制作、販売並びにその代理事業
 - (2) 楽譜の出版
 - (3) 電子媒体及び電子機器を利用した出版の企画、制作、製造及び販売
 - (4) 印刷及び製本業
 - (5) 放送法に基づく放送事業
 - (6) 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権、ノウハウ、商品化権その他の知的財産権の取得、実施、使用、利用開発、管理、使用許諾、維持、管理、販売、売却及び賃貸に関する事業
 - (7) 音楽著作権の管理
 - (8) 音楽著作物の利用の開発
 - (9) キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等画像を施した衣料品、文房具、玩具、装身具、化粧品、日用雑貨等）の企画、製造並びに販売
 - (10) コンピュータ及びその周辺機器、ソフトウェア並びにコンピュータゲーム用ソフトの企画、開発、制作、製造、販売、輸出入及び賃貸
 - (11) コンピュータを利用したネットワークシステムの企画、開発、製造、販売及び賃貸
 - (12) 電子商取引のシステム開発及び販売に関する業務
 - (13) 出版に関するコンサルティング
 - (14) 放送番組の企画、制作、販売及び賃貸
 - (15) 映画、音楽、演劇、美術等の文化事業、スポーツ事業、コンサート、オークションその他各種イベントの企画、制作、運営、興行、販売
 - (16) 映画館、劇場、ホール、スタジオ、ライブハウス、オークション会場、スポーツ施設、観光施設、宿泊施設、飲食店、小売店その他娯楽施設の運営及び経営
 - (17) 音声、映画、映像のソフトウェア（ディスク、テープ等のビデオグラム、フィルム）の企画、制作、製造、販売、輸出入、賃貸及び放送、上映、配給並びにこれらの仲介、媒介
 - (18) 美術、音楽、演芸及び映像技術等に従事する者並びに歌手、芸能タレント、スポーツ選手、作家、プロデューサー、実演家その他のクリエイター、著名人の斡旋、育成、マネジメント及びプロモート
 - (19) 国内外の楽曲の原盤制作業務

- (20) コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画・製作
- (21) 新聞、出版物、ネットワークシステム等を利用した広告業、広告に関連する市場調査、市場分析、情報提供、広告の企画制作、制作販売及びそれらの代理事業
- (22) 倉庫業及び自動車等一般運輸その他の運送業
- (23) 不動産の売買、斡旋、仲介、賃貸及び管理並びにその代理事業
- (24) 各種旅行の企画、立案及び販売並びに旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- (25) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
- (26) 文房具、室内装飾品、衣料品、時計、玩具、キャラクター商品、清涼飲料、嗜好飲料、酒類、日用品雑貨、食料品、装身具、家具、家庭用電気製品、美術品、船舶、自動車及びその部品、医療機器、電子機器、医薬品、動物医薬品、医薬部外品、農薬、肥料、度量衡器、医療用具、計量器、化粧品、煙草切手類その他の商品・物品の企画、開発、製造、仕入、販売、卸、賃貸、仲介及び輸出入並びにプリペイドカード、図書券の発行及び販売
- (27) 有価証券への投資
- (28) 各種情報処理業及び情報提供サービス業
- (29) 語学教室及び各種カルチャー講座の運営、並びに教材、教育器具の企画、製造、販売
- (30) 各種資格・技能の習得・修習のための通信教育講座の開設・運営及び講座担当講師の指導・養成
- (31) 幼児・小学生・中学生・高校生を対象とした進学・進級・補習のための進学・学習教室の運営及び講習・模擬試験の実施
- (32) 企業の経営管理及び販売活動に関する人材育成のための教育及び養成並びにコンサルティング
- (33) 人材の職業適性能力の開発及びその研修の実施
- (34) 健康及び医療に関するコンサルティング
- (35) 労働者派遣業
- (36) 有料職業紹介業
- (37) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (38) 店舗設計及びインテリアデザイン、建築デザイン、工業デザインの企画、設計事業
- (39) 通信販売業
- (40) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資信託に関する調査、研究並びに商品投資販売業、商品投資顧問業
- (41) 古物の売買、仲介及び輸出入
- (42) マーケティングリサーチ事業
- (43) 経営コンサルティング事業
- (44) 技術セミナーの企画、開催
- (45) セールスプロモーションの企画、立案並びに製作
- (46) 電子商取引における販売促進活動の企画業務
- (47) 電子商取引における物流管理に関する業務
- (48) 電子商取引における情報管理に関する業務
- (49) 企業間の提携に関する仲介業務
- (50) 生花、園芸用樹木、草木類及び園芸用材料の生産及び販売並びに賃貸

- (5 1) 保育所、託児所の企画、運営、管理
- (5 2) 児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業
- (5 3) 前各号の事業を営む企業に対する投資
- (5 4) 前各号に附帯する一切の事業

2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式総数は、5億2千万株とする。

(単元株式数)

第7条

当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条

1 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条

- 1 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 当会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第12条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条

- 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条

- 1 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条

- 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条

株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条

- 1 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、12名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

第19条

- 1 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第20条

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第21条

- 1 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する

事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条

- 1 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の役付取締役各若干名を定めることができる。

(業務執行)

第23条

- 1 取締役社長は、当社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の取締役は、代表取締役を補佐してその業務を分掌する。
- 2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条

- 1 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第27条

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条

取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(取締役会規則)

第29条

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第30条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条

- 1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条

- 1 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第34条

監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(監査等委員会規則)

第35条

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条

- 1 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条

- 1 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。
- 2 未払の配当金には、利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条

- 1 当会社は、第8期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第8期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。